

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月及び同年3月

私は、友人が国民年金に加入したため、老後のことを考えて加入した。申立期間の保険料は昭和46年10月ごろ、1年分の保険料を一括納付したはずであるが、社会保険事務所から資格喪失による保険料の還付を行っているとして、申立期間は未加入期間とされている。

私は、還付金を受け取った記憶も無く、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は、申立期間を含めた昭和46年度の国民年金保険料について昭和46年10月に一括納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金の任意加入被保険者であったが、申立人の国民年金被保険者台帳の記録から、昭和49年6月5日に47年2月1日にさかのぼって資格喪失処理が行われ、49年8月8日に納付済みであった申立期間の保険料が還付決定された旨の記録が確認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険資格取得年月日は昭和47年4月1日であるので、申立期間は国民年金の加入期間であり、資格喪失に合理的な理由が無いことから、行政側に手続上の不備があったと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1170

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和36年に国民年金制度が開始された当時、私は母親と同居して家業に従事していた。

先に届いた私自身のねんきん特別便には、国民年金の加入記録が無かったが、母親のねんきん特別便には国民年金制度が開始された昭和36年4月から60歳まで加入していたと記録されていたので、母親に確認したところ「自分の国民年金保険料だけを納付し、家業を手伝わせていた息子の国民年金の保険料を納付していないことは絶対に無い。」との証言を得たので、社会保険庁に調査を依頼した。

後日届いた回答票によると、昭和36年4月から38年3月までの私の国民年金加入記録はあるものの、当該期間の保険料は未納と記録されていることが分かった。しかし、申立期間については、母親の記憶どおり、私の国民年金保険料も納付されていたものと確信しているので、納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする、その母親自身は、国民年金制度発足当初に加入手続を行い、60歳までの保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったことがうかがえる。

一方、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、昭和38年4月ごろと推認できるが、その時点で、申立期間の国民年金保険料は時効到達前で納付可能である。

また、申立人は昭和38年4月にA共済組合の組合員になっていることから、同月以降は国民年金保険料を納付する必要が無いにもかかわらず、申立人の母

親が、同月に申立人の国民年金加入手続を行ったのは、申立期間の保険料を納付するためであるとみられ、申立人の母親の納付意識が高かったことを踏まえ、申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1171

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

昭和51年ごろ、新聞で申請免除期間の国民年金保険料を10年間^{さかのぼ}遡って納付できることを知ったので、A市B区役所で10年間の納付書を作成してもらい金額の少ない順に納付した。

昭和50年に夫が事業を始めたので、それまで付けていた家計簿も付けたり付けなかったりしていたが、申立期間前後の国民年金保険料を納付したと思われる時期の家計簿が見付かったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和53年8月に追納したと主張しているところ、申立人が保管している家計簿（昭和53年8月分と推認できる。）に「年金14,000」と記載されている上、その数字は、申立期間の保険料を追納した場合の金額（1万3,950円）とほぼ一致している。

また、申立人は、申立期間直前の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料を追納し、申立期間直後の49年4月から50年3月までの保険料を特例納付しており、申立期間が申請免除期間のままになっているのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間以外に未納が無く、申立人の納付意識は高かったものと認められ、特例納付及び追納を行い、未納期間の解消に努めていた申立人が申請免除期間を放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から42年3月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から42年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

申立期間①については、A市でB職見習として勤務していたC店の店主である叔母が、私の国民年金の加入手続を行った上、保険料を納付してくれていた。また、申立期間②の保険料については、当時勤務していたD市E区のF店に来ていた集金人に納付したり、私自身が郵便局へ行って、3か月ごとに納付したりしていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は11か月、及び申立期間②は12か月といずれも短期間である上、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について、60歳以降の任意加入期間を含め保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、昭和42年7月ごろであり、申立内容の加入時期と一致しない状況がみられるものの、申立人は、「自分が高校生だった昭和38年3月に父親がG社を退職した際に、母親が『自分も近所の奥さんのように国民年金を早く掛けていれば良かった。』と言っていたことを記憶していて、自分は老後のために国民年金を掛けようと思っていたので、42年7月ごろにH市で国民年金の加入手続を行ったのは自分以外には考えられない。また、同年11月にH市内の会社にB職として勤め始め、実家から通勤しており、比較的給料が高かったため、まとめて保険料を納付することもできたと思う。」と供

述しており、実際に現年度保険料は42年11月にまとめて納付していることが確認できる。

さらに、国民年金の加入手続を行った昭和42年7月の時点で過年度納付が可能であった申立期間①の国民年金保険料について、申立人に過年度保険料の納付書が社会保険事務所から送付されていることから、申立人が申立期間①に係る保険料だけを納付しなかったとすることは不自然である。

- 2 申立期間②について、申立人は、当時勤務していたD市E区のF店で集金人に国民年金保険料を納付した時、当時の同僚から、「よく年金なんか掛けるね。」と言われたことを具体的に記憶している上、「申立期間②の保険料を集金又は郵便局で3か月ごとに納付書により納付していた。」と主張しているところ、当時、D市E区では、区の職員が3か月ごとに戸別訪問により国民年金保険料を収納する印紙検認方式であったが、昼間不在がちの被保険者のために、同区内の郵便局にあらかじめ納付書を配布して、郵便局で現金により保険料を収納する納付書方式も実施していたことが確認できることから、申立人の主張と一致する。

また、申立期間②に係る国民年金手帳記号番号（xxxx-xxxxxx）が払い出された時期は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和44年10月ごろであると確認できるため、そのころに申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その時点で申立期間②の国民年金保険料は現年度納付することが可能であった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から43年3月まで
昭和41年6月の結婚以降、私の国民年金保険料は、夫の分と一緒に義父の口座から納付していた。
社会保険庁の記録では、申立期間のうち、昭和41年6月から42年3月までの保険料が未納、42年4月から43年3月までの期間が申請免除期間となっているが、免除申請を行った記憶も無く、納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、申立期間を除き、満60歳に到達する前月までの国民年金保険料をすべて納付し、昭和58年12月からは付加年金に加入し付加保険料を併せて納付しているほか、申立人の夫についても、結婚後、46年1月から同年3月までの未納期間（ただし、B町（現在は、C町）及び社会保険庁の被保険者台帳（マイクロフィルム）の記録では当該期間の保険料が納付済みとなっている。）を除き、厚生年金保険加入前月の49年9月までの保険料がすべて納付されているなど、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、旧B町の国民年金被保険者名簿により、申立人の夫に係る国民年金保険料は、申立期間のうち、昭和41年6月から42年3月までの期間を含む41年4月から同年9月までの期間については結婚前の同年4月28日に、同年10月から42年3月までの期間は42年1月25日に納付されたことが確認できる。当時、申立人及びその夫と同居していた申立人の義妹（夫の妹）に係る当該期間の保険料は、それぞれ41年5月23日及び42年1月26日に納付されたことが確認できることから、当該期間の申立人家族の保険料が、その夫の

父親の口座から一緒に納付されたものとは認め難いものの、申立人の41年4月及び同年5月の保険料が義妹と同じ42年1月26日に納付されていることを踏まえると、申立期間のうち、41年6月から42年3月までの国民年金保険料も同日に納付されたものと考えても不自然さは無い。

さらに、申立人の夫及び義妹は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料を42年4月28日に前納していることから、申立人の保険料のみ免除の申請を行うことは考え難い。

加えて、申立人及びその夫の住むD地区には、申立期間当時、納税貯蓄組合が組織されており、役場から同組合に対して国民年金事務取扱手数料が交付されていたことから、同地区被保険者の納付意識は高かったことがうかがわれ、旧B町の保管する資料により、昭和43年度又は44年度保険料の納付が確認できる同地区の13世帯32名（申立人夫婦を除く）の被保険者のうち、i）申立期間以降に国民年金に加入した者、ii）納付記録が特定できなかった者などを除く10世帯22名については、申立期間の保険料が未納又は免除とされている者は無く、家族構成員の間で納付記録が相違する世帯も確認できない。

その上、申立人の義妹及び実父母の納付記録において、社会保険庁の記録と旧B町の記録の間で不一致が散見され、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1174

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

ねんきん特別便が届き、私の国民年金加入記録に不明な点があったので、A社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納と回答された。

当該期間については、間違いなく納付してきたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月から国民年金に任意加入し、60歳に到達するまでの期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い上、60歳以降に再び国民年金に任意加入し、10か月の定額保険料及び付加保険料を納付するなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は、納付済期間である上、その当時、申立人の住所に変更は無く、その生活状況にも大きな変化がみられないほか、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な経済状況にあったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ3か月間と短期間であり、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年5月1日まで

平成6年4月にA社グループ会社のB社に入社し、7年5月1日に同じグループ会社のC社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録、給与台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社のグループ会社に継続して勤務し（平成7年5月1日にB社（厚生年金保険の適用事業所名称は、A社）からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年3月の社会保険庁のオンライン記録及び同年4月の給与台帳の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、証拠書類は無いものの申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、さらに、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日欄に平成7年4月30日

と記載されており、事業主は資格喪失日を誤って記載したことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年5月1日に、また、B社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月30日から同年5月1日まで
② 平成7年9月30日から同年10月1日まで

平成3年4月にB社に入社し、両申立期間当時は同社のグループ会社間を異動していたが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料も控除されていたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録、給与台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がB社のグループ会社に継続して勤務し（平成7年5月1日にA社からC社（厚生年金保険の適用事業所名称は、B社）に異動、及び同年10月1日にC社からD社（厚生年金保険の適用事業所名称は、B社E営業所）に異動）、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年3月の社会保険庁のオンライン記録及び同年4月の給与台帳の保険料控除額から22万円、及び申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における同年8月の社会保険庁のオンライン記録及び同年9月の給与台帳の保険料控除額から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、証拠書類は無いものの申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、さらに、B社が保管する申立人の両申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日欄に平成7年4月30日及び同年9月30日と記載されており、事業主は両日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る両申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和37年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月21日から同年5月1日まで

昭和36年4月1日から平成5年12月31日まで、A社の職員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

申立期間については、A社D工場から同社C工場に異動したものの、同社の職員として継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人の在籍期間と異動履歴が確認できる従業員台帳の写し、申立人の異動日と異動発令日が確認できる辞令の写し（以下「辞令」という。）及び事業主の供述から判断すると、申立人が昭和36年4月1日から平成5年12月31日までA社に継続して勤務し、昭和37年1月21日にA社D工場から同社C工場に異動していることが認められる。

またB社から提出された辞令により、申立人と同様に、同社D工場から同社C工場に異動していることが確認できる同僚11人のうち10人は、社会保険事務所の記録によると、当該異動に係る厚生年金保険の加入記録に欠落は無く、同社D工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同社C工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日のいずれもが、昭和37年1月21日となっていることが確認できる。

さらに、B社の事業主は「申立期間当時の当社における厚生年金保険の取

扱いは、厚生年金保険の取得については、準職員であった職員の多くが厚生年金保険に加入しておらず、人事異動の際においては、人事異動に係る異動日と実際の赴任日は概ね同一日であったものの、これらが異なる場合には、実際の赴任日をもって厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行っていた。申立人は、準職員であっても厚生年金保険に加入しているので、当社D工場からC工場に異動した際において、実際の赴任日であると考えられる昭和37年1月21日を資格取得日とするところ、同日後の同年5月1日に正職員となっていることから、申立人が準職員であった際における厚生年金保険の適用状況を確認せず、誤って申立人が正職員となった日である同日を資格取得日として届けたため、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録に欠落が生じたものと考えられる。」と供述している上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についても、「申立人は、申立期間以前から当社で継続して厚生年金保険に加入していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったとは考え難い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和36年12月の社会保険事務所の記録及び同社C工場における37年5月の同記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は、申立人のA社C工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日を、誤って昭和37年5月1日として届けたとしていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C本社における資格取得に係る記録を昭和55年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月10日から同年9月1日まで
昭和36年3月15日から平成15年1月15日まで、A社に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社C本社での勤務期間が1か月不足していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答により、申立人は昭和36年3月15日から平成15年1月15日までA社に継続して勤務し（昭和55年8月10日にA社D部から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社D部及び同社C本社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料は無いものの、事業主は、「厚生年金保険被保険者資格取得届の作成に当たり、資格取得日の記載を誤ったのではないかと思う。」と回答していることから、事業主が昭和55年9月1日を資格取得日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1142

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A市B局C部における資格取得日に係る記録を昭和44年6月9日、資格喪失日に係る記録を同年12月9日とし、申立期間③の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。
- 2 申立人は、申立期間②のうち昭和43年11月から44年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A市B局D部E課における資格取得日に係る記録を43年11月21日、資格喪失日に係る記録を44年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。
- 3 なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月ごろから43年5月ごろまで
② 昭和43年11月ごろから44年6月ごろまで
③ 昭和44年6月9日から同年12月8日まで

申立期間①については、A市F支所に臨時職員として勤務し、G業務をしていた。

申立期間②については、A市H事業所に臨時職員として勤務していた。

申立期間③については、A市B局I事業所に臨時職員として勤務し、J業務をしていた。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、申立人が所持していた臨時的任用通知書及び雇

用保険の加入記録により、申立人がA市B局I事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、I事業所のA市K地区にあった作業場でJ業務に従事していたが、臨時職員は自分一人であったとしていることから、社会保険事務所の記録により、申立期間③当時にI事業所を管轄していたA市B局C部において厚生年金保険の加入記録が確認できる者に照会したところ、3人の者がそれぞれI事業所のA市L地区にあった作業場、A市M地区にあった作業場、A市N地区にあった作業場において申立人と同様に臨時職員としてJ業務に従事していたことが確認でき、それらの者は「各作業場には、臨時職員は自分達一人であった。厚生年金保険には就職と同時に加入していた。」と述べている。

さらに、申立期間と時期は異なるが、昭和45年6月4日から同年12月4日まで厚生年金保険の加入記録が確認できる者に照会したところ「A市のK地区付近にあったI事業所の作業場でJ業務をしていた。臨時職員は自分一人であった。」と述べている上、申立人自身も、申立期間③以降の同年4月21日から同年10月21日までは、A市F地区にあった作業場で申立期間③と同様の業務に従事しており、同期間は、A市B局C部において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立期間③のみが厚生年金保険に加入していないのは不自然である。

加えて、A市B局C部において厚生年金保険の加入記録が確認できる16人に照会したところ、7人から回答を得たが、全員が6か月契約の臨時職員であり、自身が記憶している勤務期間と厚生年金保険加入記録はほぼ一致しており、そのうち一人は、「6か月間勤務の臨時職員は厚生年金保険に加入していないはずがない。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人が所持していた臨時的任用通知書に記載されていた日給額（830円）から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の書類等が残されていないためこれを確認できないことから不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しな

いととは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 6 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 雇用保険の記録によると、A市B局D部における、申立期間②のうち、昭和 43 年 11 月 21 日から 44 年 3 月 31 日までの期間、申立人の加入記録が確認できる。

また、申立人は、A市B局D部が管轄しているA市H事業所に勤務していたとしており、同事務所において、臨時職員は自分一人であったと述べていることから、申立人の前任者であったという者に照会したところ、「自分が同事務所に勤務していた時も、臨時職員は自分一人で、申立人が後任者であった。厚生年金保険には勤務開始と同時に加入している。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、当該同僚が勤務していたという昭和 43 年 5 月 1 日から同年 11 月 21 日までの厚生年金保険加入記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により、A市B局D部において、申立期間②当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる 6 人に照会したところ、申立人とは勤務先が異なるが、A市の臨時職員であり、3人は勤務時期及び期間が曖昧であるものの、他の3人は、自身が記憶している勤務期間と厚生年金保険記録はほぼ一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 43 年 11 月から 44 年 3 月まで、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の前任者の当該事業所における昭和 43 年 10 月の社会保険事務所の記録から 2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の書類等が残されていないためこれを確認できないことから不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないととは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る昭和 43 年 11 月から 44 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 44 年 4 月 1 日以降の期間については、A 市 B 局 D 部及び社会保険事務所の記録から同事業所において当該期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる 6 人に照会したが、申立人の勤務実態を確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人は、実際に当該事業所を退職した日をはっきりと記憶しておらず、給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、当該期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間①について、申立人が一緒に勤務していたという同僚の供述から判断すると、昭和 42 年 12 月ごろから 43 年 3 月 31 日までは、A 市 F 支所に臨時職員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者 11 人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和 37 年 4 月 1 日）以降に A 市に関連する事業所において厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

さらに、A 市 N 区に照会したが、文書の保存年限を超過しており、関係資料が存在しないことから申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人が一緒に勤務していたという前述の同僚に照会したところ、「自分は昭和 42 年 12 月ごろから 43 年 3 月 31 日まで当該事業所に勤務していた。申立人は自分が勤務していた時は、当該事業所で、同じ仕事をしていて、自分は、厚生年金保険には加入していないし、保険料も控除されていなかった。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は、申立期間①に厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

その上、雇用保険の加入記録においても、申立期間①における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1143

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年9月29日から同年10月1日まで

昭和31年10月1日付けでA社B支店から同社C支店へ異動したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

支店間を異動しただけであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事発令簿及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和31年10月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和31年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和 27 年 8 月 1 日、資格喪失日は 28 年 5 月 1 日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 16 日から 28 年 11 月 1 日まで

B市にあったC社でD業務に従事していた昭和 26 年 3 月に、同社の事業主がA社に事業を譲渡したことに伴い、自分はE郡F村にあった同社G工場に転勤を命じられた。28 年 5 月ごろ、同工場から同社B工場（旧C社の工場）に再び転勤し、その後、同年 10 月ごろに同社が解散したため、同社B工場は再びC社に譲渡され、この結果、自分は同年 11 月 1 日にC社に再び入社することになったが、同社G工場及びB工場に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 27 年 8 月 1 日から 28 年 5 月 1 日までの期間については、調査の過程で確認された、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において基礎年金番号と同一の記号番号で管理されているものの、何らかの理由により社会保険庁のオンライン記録には未入力となっている厚生年金保険被保険者記録から、申立人が当該事業所に勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 27 年 8 月から 28 年 4 月までの標準報酬月額については、確認された厚生年金保険被保険者記録から 7,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 26 年 3 月 16 日から 27 年 8 月 1 日までの期間及び 28 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、申立人の当該事業所に勤務するに至った経緯及び退社に至った経緯に係る供述が具体的であること、及び申立人の複数の同僚が、これを裏付ける供述を行っていることから判断すると、申立人が両期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 27 年 8 月 1 日であり、同保険の適用事業所に該当しなくなったのは 28 年 5 月 1 日であることが確認できることから、当該事業所は、申立期間のうち 26 年 3 月 16 日から 27 年 8 月 1 日までの期間及び 28 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間において同保険の適用事業所であった形跡が無い上、当時の事業主の所在も不明であることから、当該事業所に係る同保険の適用状況及び申立人に係る同保険の加入状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 19 人のうち、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 14 人については、いずれも、申立人と同様に、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった期間が、当該事業所が同保険の適用事業所であった期間と合致していることが確認できる上、このうち、申立人と同様に当該事業所における同保険の加入期間の前に C 社における同保険の加入期間が確認できる者二人については、いずれも、同社における被保険者資格喪失日が申立人と同日の昭和 26 年 3 月 16 日であることが確認できるとともに、このうち生存及び所在が確認された一人に照会したところ、「C 社が A 社に合併か又は買収された際も途切れることなく A 社に勤務していたが、昭和 26 年 3 月から 27 年 7 月までの期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。さらに、当該同僚 19 人のうち他の 3 人については、当該事業所において同保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の一人については、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができず、別の一人は社会保険事務所の記録により、政府管掌健康保険のみの加入であることが確認できるため、これらの者から申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

この一方で、上述の同僚 14 人のうち他の一人、及び社会保険事務所の記録により、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった期間において当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者 8 人のうち二人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、当該事業所で被保険者資格を取得する昭和 27 年 8 月 1 日までの期間において、商業登記簿謄本の記録により A 社の前身であったと考えられる H 社で同保険

の被保険者であったことが確認できるが、当該3人に照会したところ、いずれも、「自分はA社B工場で採用され、その後も同工場で継続して勤務しており、C社に勤務したことは無い。」と供述している一方で、申立人及び上述の申立人と同様に同保険の加入期間に空白がある同僚は、いずれも、「C社からA社に移籍後すぐに、A社G工場に転勤した。」と供述しているほか、上述の同僚14人のうち、G工場で採用されたとの供述が得られた一人についても、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する採用時期から1年5か月後の、A社が同保険の適用事業所となった昭和27年8月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当時、A社では、A社B工場で採用した者については、A社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間において、既に同保険の適用事業所であったH社で同保険に加入させていたのに対し、A社G工場で採用した者及びC社から移籍した者で直ちにG工場に転勤した者については、A社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間においては厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、申立期間のうち昭和26年3月16日から27年8月1日までの期間及び28年5月1日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年5月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

北海道厚生年金 事案 1145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店の資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

昭和62年10月にA社に入社し、平成12年3月に同社がD社と合併するまで継続して勤務していたが、同社C支店から同社E支店に転勤する直前の申立期間については、厚生年金保険に未加入となっている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該社員台帳には、申立人がA社C支店から同社E支店に異動した日付は記載されていないが、社会保険事務所の記録によれば、申立人並びに申立人の前任者及び後任者の当該事業所における厚生年金保険加入記録において、4月1日付けの同保険被保険者資格の得喪は確認できるのに対し、3月31日付けの同資格得喪は確認できないことを踏まえると、申立人の両支店間の異動日も平成5年4月1日であったと考えるのが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年2月の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成5年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1146

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、53万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 5 月 31 日まで

申立期間はA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初は 53 万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成 4 年 5 月 31 日から約 4 か月後の同年 9 月 16 日付けで、3 年 4 月 1 日から 4 年 5 月 31 日までの間の標準報酬月額が、遡^{さかのぼ}って 20 万円に減額訂正されていることが確認できる上、4 年 5 月 31 日現在で当該事業所に在籍していた申立人以外の二人についても、同年 9 月 16 日付けで標準報酬月額を遡^{さかのぼ}って減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

北海道厚生年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成7年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月30日から同年9月1日まで
平成6年6月1日にA社に正社員として採用され、8年3月31日まで継続して勤務した。
平成7年9月に当該事業所の健康保険が、政府管掌健康保険からC健康保険組合に切り替わったため、これを契機に厚生年金保険の資格喪失手続が行われたと思っていたが、社会保険事務所に確認したところ、資格喪失日が同年6月30日となっていた。
当時の給与明細書を保管しており、厚生年金保険料は平成7年8月分まで控除されているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における平成7年5月の社会保険庁のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によれば、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記により、当該事業所は申立期間において法人事業所であることが確認でき、申立人及び同僚二人

が常時勤務していたことが確認されたことから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険庁の記録によると、当該事業所は平成7年6月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から平成4年3月まで

申立期間当時大学生であったが、母親の強い勧めがあり20歳になった昭和61年から国民年金に加入した記憶がある。毎年4月に前納割引制度を利用して、国民年金保険料を納付していたので、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は平成4年4月に厚生年金保険の適用事業所に就職したところ、「就職先に(申立期間当時使用していた)年金手帳を提出して別の手帳が交付された。」と主張しているが、申立期間当時は制度共通の年金手帳が使用されている時期であることから、当該事情は無いことが確認でき、申立内容が不自然である。

また、申立期間のうち、昭和61年12月から平成3年3月までの未加入期間について、申立人は任意加入対象者であるが、国民年金へ任意加入したことをうかがわせる事情が見当たらないため、A市B区において申立人の保険料に係る納付書は作成されず、保険料納付は無かったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの未納期間について、申立人は成人した大学生を第1号被保険者として扱うこととなった3年4月1日に資格を取得しているが、この資格取得の記録は10年5月11日に追加で処理されたことが確認できることから、当該未納期間も当時は未加入期間であり、当該期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

加えて、申立人及びその母が述べている国民年金の保険料も含めた金額を仕送りしたとするC銀行D支店(現在は、E銀行D支店)における申立人の預金元帳を調査したが、国民年金の保険料を納付していたことを裏付けることはで

きない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1176

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和48年4月ごろ、知人の話を聞き、A市B区役所で国民年金の任意加入の手続をした。当時、保険料を納付できる経済状態であったので、申立期間の保険料も納付しているものと思う。国民年金手帳に48年4月に任意加入し、49年3月に資格喪失と記載されているのはおかしい。申立期間の国民年金保険料を納付しているものと思うので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の資格取得年月日は昭和49年4月18日となっているところ、申立人の所持する国民年金手帳に記載されている同年月日は、48年4月18日となっており、行政側の記録管理に不備がみられるものの、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、申立人前後の番号の被保険者調査結果により49年2月以降と推認できる。

さらに、国民年金手帳の印紙検認記録のページは、昭和49年度から始まっており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立人は、昭和49年4月18日に任意加入手続を行ったものと推認でき、国民年金手帳の資格記録欄は、記載を誤ったものと考えられる。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入する際、友人と同時に加入したと主張しているが、当該友人が同時加入した形跡は認められず、その主張内容と一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から61年3月まで

私は、昭和57年6月にA社を退社し、B店を開いた。

国民年金保険料については、2年間さかのぼって納付できることを知っていたので、昭和59年5月に、開所したばかりのC社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った上、57年6月から59年5月までの2年間分の保険料をさかのぼって現金でまとめて納付し、さらに59年6月から61年3月までの保険料については、後日、年金手帳と一緒に送付された納付書により、近くのD銀行E支店、あるいは、F銀行G支店などで納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年5月に国民年金の加入手続を行い、以降の保険料は、順次納付していったと主張しているが、申立期間直後の昭和61年度及び62年度の保険料については、63年7月から平成2年4月に掛けてさかのぼって納付されたものであり、申立人の記憶と一致しない。

また、申立人が所持している国民年金手帳の記号番号に係る払出時期は、周辺番号の被保険者に係る資格状況調査の結果により、昭和63年5月か同年6月ごろと推認できることから、申立人はこのころ国民年金の加入手続を行ったものと認められる。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳に記載されている昭和45年8月7日及び57年6月21日の資格取得記録は、63年6月15日にさかのぼって処理されたものであり、その時点で、申立期間の国民年金保険料は、すべて時効により納付することは不可能である。

加えて、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿により申立期間前後の1万5,000件の払出記録を確認した結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1178

第1 委員会の結論

申立人の平成14年11月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月から15年3月まで

私は、申立期間当時自営業を営んでいたが、収入が少なく、お金が入って来た時に国民年金保険料をまとめて納付し、納付が遅れた時は集金人に来てもらい納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)が無い。

また、申立人は、申立期間の直前の平成14年4月から同年10月までの未納保険料を16年3月から同年6月までの間に5回に分けて過年度納付していることから、申立期間については16年6月以降に過年度納付を行ったと考えられるところ、申立人が資料として提出した16年分の確定申告書に記載された国民年金保険料額(14万6,300円)は国民年金保険料相当額(22万6,100円から26万6,000円)とは確認できず、信憑^{びよう}性が認められない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付が遅れた時は、集金人に来てもらい、保険料を納付していたと供述していることから、社会保険事務所の国民年金推進員に対して保険料を納付していた可能性がうかがえるものの、A社会保険事務所に保管されている「現金領収証書綴」(原符)により、申立期間直前の期間については保険料が収納されていることが確認できるが、申立期間の保険料が収納された形跡は見当たらない。

加えて、社会保険事務所の督励^{じせき}事蹟から、申立人は平成16年当時に未納とされていた平成14年度の保険料について、度重なる納付督励を受けていた形跡が認められ、その結果、申立人の妻については、毎月27日に保険料を納付

する約束をしているものの、申立人は納付について態度を保留している上、申請免除についても相談していた形跡が認められる。

以上のことから、申立人は申立期間の保険料納付が困難な状況であったものとうかがえる上、申立人自身、その妻の保険料を優先して納付したと供述していることを踏まえると、申立人の妻の納付状況をもって、申立人も保険料を納付していたものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から同年10月まで

私は、平成8年12月に会社を退職し、9年1月から国民年金に加入した。

その後、納付が滞っていた申立期間の国民年金保険料相当額を平成12年11月ごろまでにA銀行B支店（現在はC銀行D支店）又はE銀行F支店から引き出し、G市H区役所から送付された納付書で私と妻の保険料を一括納付したはずであるが、同期間は申請免除期間と記録されている。

申立期間については、私及び妻共に申請免除の手続をした記憶は無く、間違いなく国民年金保険料を納付しているので、同期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人自身の銀行口座から保険料相当額を引き出して、申立人及びその妻の保険料を一括納付したと主張しているが、旧A銀行B支店及びE銀行F支店の申立人の口座において、申立期間に係る取引状況を調査した結果、申立人及びその妻の保険料相当額（18万6,200円）が引き出された形跡は確認できない。

また、申立人は、申立期間の申請免除手続を行った記憶が無いと主張しているが、G市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録共に申立期間について、申立人及びその妻は申請免除期間と記録されていることで一致している上、社会保険庁のオンライン記録では、平成12年5月8日に申請免除手続がされていることも確認でき、いずれも公簿上に不自然さはみられない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から56年1月まで

私は、夫が55歳の定年になるまでに25年間の加入期間を満たそうと思い、昭和53年3月に夫の転勤でA市に転居した際、生活が落ち着いた同年秋にA市役所で国民年金の任意加入手続を行った記憶がある。

しかし、私が持っている国民年金手帳には加入日が昭和56年2月25日と記録されており、真冬の一番寒い時期に子供を連れてわざわざ同市役所に行くはずがないと思い、B社会保険事務所に問い合わせたところ、私の国民年金手帳記号番号は55年4月18日に番号設定されているとの回答があった。

私は、国民年金の任意加入被保険者であり、昭和53年秋に加入していたのでなければ、55年4月に任意加入の手続を行い、その結果、同年4月の番号設定になったと考えられるので、国民年金保険料も納付していたはずである。

私の加入日が昭和56年2月25日となっている記録は明らかに間違いであり、それ以前に加入して保険料を納付したと思うので、納得のいく判断をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から回答のあった国民年金手帳記号番号の設定日が国民年金の加入日であると主張しているが、B社会保険事務所の回答は、A社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の同手帳記号番号の払出日を回答したものであり、任意加入被保険者の資格取得した日を回答したものではない。

また、同払出簿における申立人の記号番号(XXXX-XXXXXX)の前後78人について、社会保険庁のオンライン記録により、それぞれの者の資格取得日を確認

したところ、i) 同手帳記号番号の払出日が、申立人と同じ昭和 55 年 4 月 18 日である者が強制被保険者及び任意加入被保険者合計で 45 人おり、このうち、任意加入被保険者 12 人（申立人を含む）は、資格取得日が 56 年 1 月 1 日から同年 3 月 6 日と記録されており、同手帳記号番号の払出日と資格取得日の間に 257 日間から 322 日間のずれがあること、ii) 55 年 3 月 14 日に同手帳記号番号が払い出された任意加入被保険者は、資格取得日が 56 年 3 月 1 日と記録されており、351 日間のずれがあること、iii) 35 年 8 月 6 日生まれの強制被保険者に対して、当人が 20 歳前である 55 年 3 月 14 日に同手帳記号番号が払い出されていること、iv) 夫婦連番で同手帳記号番号が付されているにもかかわらず、同手帳記号番号の払出日が夫は 55 年 4 月 18 日、妻は 56 年 4 月 30 日で 1 年以上のずれがあること等、A 市の申立期間当時の同手帳記号番号の払出しに係る事務について、不自然な点が多数見られるものの、55 年 4 月 18 日に同手帳記号番号が払い出された二人の任意加入被保険者は、同月 1 日に適切に資格取得されていることも確認できる。

これらの理由について、B 社会保険事務所は「国民年金手帳記号番号の払出日と資格取得日が大きく相違する者が多数存在することは確認できるが、一方、任意加入被保険者で同手帳記号番号の払出日と資格取得日がほぼ一致する者も存在することから、単純に記載ミスであるとは言えない。しかし、当時の状況を知る職員はいないため、不明としか言えない。」としているとともに、A 市でも「申立期間当時の適用事務に関する資料等は存在しないため、回答できない。」としている。

しかしながら、A 市では「申立期間当時の適用事務については資料等が存在しないため回答できないが、平成元年ごろに行っていた適用事務では、あらかじめ社会保険事務所から提供のあった記号番号を付番して手帳の交付を行っていた。また、任意加入被保険者については、一般的には加入手続を行った時点で加入となるため、さかのぼって加入を認めることは当市の判断だけではできなかった。」としているとともに、B 社会保険事務所でも「国民年金手帳記号番号の払出年月日は、社会保険事務所から国民年金手帳が払い出された日であるが、前もって、市町村に国民年金手帳記号番号の付された無記名の国民年金手帳を提供し、その提供した日を払出年月日欄に記載することもある。」としている。

さらに、上述 i) 及び ii) の任意加入被保険者は、全員、資格取得した月から保険料を納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、A 市における国民年金手帳記号番号の払出日が極めて不自然であることは推測できるものの、当該払出日をもって国民年金加入日であるとする申立人の主張は認め難い。

加えて、申立人は住所変更届を適正に行っており、申立人の A 市における納付記録は同市から C 市に適正に引き継がれていることが、C 市における申立人

の国民年金被保険者名簿の納付記録から確認できる上、申立人の国民年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」は、社会保険庁のオンライン記録及びC市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の資格取得日と一致しているとともに、申立人の社会保険庁の納付記録とC市の申立人の国民年金被保険者名簿の納付記録も一致している。

その上、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、国民年金加入手続の時期や保険料の納付方法に係る申立人の記憶は明確ではなく、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年8月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）及び同年9月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年9月まで

60歳になり老後の生活を安定させるため、平成8年11月ごろに自分でA市B区役所に行って、国民年金の任意加入手続をした。

任意加入後の国民年金保険料は、納付書が届けば10日以内に自分でC銀行D支店（現在は、E銀行D支店）に行って、付加保険料と一緒に納付していた。

申立期間の保険料については、平成9年4月に納付書が届いてから半年分を同市B区役所で付加保険料と一緒に納付しており、その時に領収書もらったが、現在は無い。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

また、申立人は、平成9年4月にA市B区役所で半年分の国民年金保険料を付加保険料と併せて納付し、同年10月に同区役所に資格喪失する旨の電話をしたと主張しているが、申立人が提出した保険料の領収書によると、同年9月分の保険料が11年10月26日にF社会保険事務所で過年度納付されていることが確認できることから、資格喪失する旨の電話をしたとする9年10月時点では、同年9月分の保険料は未納であったと考えられる。

さらに、平成11年10月26日の時点では、申立期間のうち、9年4月から同年8月までの保険料は時効により納付することはできない上、申立期間のうち、同年9月の付加保険料も制度上納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）又は付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1148

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月から 34 年 6 月 1 日まで
② 昭和 34 年 8 月 11 日から 35 年 1 月まで

昭和 33 年 1 月に A 社に入社し、35 年 1 月まで勤務していたが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

途中で会社名が B 社に変更になったが、継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び事業主の妻の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は両申立期間のうち申立期間①において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A 社は昭和 34 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、B 社は 34 年 6 月 1 日に適用事業所となっていることから、申立期間①の一部の期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、B 社は 41 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の資料が保存されておらず、事業主も病气療養中であることから、申立人の両申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚は「私は、昭和 33 年 7 月から 41 年 10 月まで A 社及び B 社に勤務した。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は、A 社において入社 2 か月後の昭和 33 年 9 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる 4 か月前の同年 10 月 31 日に被保険者資格を喪失後、34 年 6 月 1 日に B 社において再度資格を取得していることが確認で

きる上、厚生年金保険の加入記録が無い期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立人が名前を挙げた前述の同僚は、申立人と当該事業所で2年程度一緒に勤務していたと供述しているものの、当該事業所において申立期間②中に厚生年金保険の加入記録がある同僚9人に照会したが、申立期間②において申立人が勤務していたことについての供述を得ることができない上、複数の同僚から両申立期間に係る昭和34年ごろに勤務していたとする同僚のうち2人は、A社及びB社における厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当時、事業主は従業員全員について厚生年金保険を一律に適用させてなかったことがうかがわれる。

なお、社会保険事務所の記録によると、事業主についてもB社が厚生年金保険の適用事業所となった2年4か月後の昭和36年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間①において、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の被保険者記号番号は、B社が昭和34年6月1日に適用事業所となった際に同僚と共に連番で払い出されていることが確認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料の控除について具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1149

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から45年7月1日まで

昭和41年12月1日から平成3年1月31日までA社及びB社の事業主を務めていたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法では、個人経営の事業主は被保険者となることができないところ、i) 商業登記簿謄本によると、A社は昭和44年4月20日に解散し、45年7月9日にB社として再度設立していることが確認でき、申立期間は法人事業所としての商業登記の記録が無いこと、ii) 両事業所の役員である申立人の妻もいったん法人事業所を解散したことを認めていること、iii) 複数の同僚は「当時、事業は継続しており、申立人は事業主として勤務していた。」と供述していることから、申立てに係る事業所は法人事業所ではなく、申立人が個人経営の事業主であったことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、B社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所であるが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年12月1日に整理番号*番で被保険者資格を取得し、44年8月1日に資格喪失後、改めて45年7月1日に整理番号*番で再度資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1150

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 12 月 25 日から 30 年 6 月 1 日まで
② 昭和 30 年 12 月 26 日から 31 年 3 月 1 日まで

昭和 21 年 11 月から 40 年 9 月まで継続して A 社に勤務していた。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 40 年 10 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、両申立期間当時の事業主は既に死亡している上、後に事業主となった当時の事業主の息子も、「両申立期間当時の関連資料は全く無い。」と供述していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については確認することができない。

2 申立期間①は、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 29 年 12 月 25 日に喪失したことが確認できるとともに、社会保険事務所の記録によれば、申立期間①より以前には、当該事業所において申立人を含む 12 人の厚生年金保険の被保険者が確認できるものの、一人を除き、11 人が同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。これに関して当時の事業主の息子は、「昭和 29 年 9 月下旬の洞爺丸台風で工場が全壊したことから、再建までの間、工場を閉鎖したので事務員を除く従業員については解雇し、社会保険事務所に休業届を提出した。」と供述していることを踏まえると、事業主は、工場閉鎖により申立期間①において事務員を除く従業員について、厚生年金保険被保険者の資格喪失の手続を行ったものと考えられる。

また、申立期間②は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の右側が破損していることから、資格取得月日と資格喪失年月日が確認できないが、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間①で資格喪失した申立人を含む5人が昭和30年6月1日に当該事業所において再度被保険者資格を取得し、5人全員が同年12月中に資格喪失していることが認められ、これに関して前述の事業主の息子は、「工場を再建したものの経営不振に陥ったため、事業の継続ができず、昭和30年12月に従業員を解雇し、社会保険事務所に何かの書類を提出した。」と供述していることを踏まえると、事業主は、申立期間②において事務員を除く従業員について、厚生年金保険被保険者の資格喪失の手続を行ったものと考えられる。

3 申立人と同様に、昭和29年12月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上述の同僚のうち、所在の確認できた者一人に照会したが、回答が得られないことから、社会保険事務所の記録により、申立期間の前後において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚7人に照会したところ、このうち回答のあった6人のうち4人は、「申立人が勤務していた期間については記憶していないが、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、このうち二人は、「申立期間当時は台風の被害等で工場の操業ができない時期があった。」と供述しており、前述の事業主の息子の供述を裏付けるものとなっている。

4 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年1月1日から19年6月1日まで

昭和15年、A社B支店から雇員見習の辞令をもらってから、39年8月に退職するまでC事業所で作業員として勤務した。労働者年金保険には、労働者年金保険法ができた時に加入したと思っていたところ、ねんきん特別便で19年6月1日が厚生年金保険被保険者の資格取得日と知った。

労働者年金保険法が施行になった昭和17年1月1日には、業務に追われ、作業員として昼夜分かたず働いており、戦時体制下で労働力の確保を図る労働者年金保険法の主旨からいっても加入記録が無いのは納得がいかない。当該期間について、労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の入社日と退職日が確認できる履歴原簿に「昭和15年9月17日雇員見習 C事業所D作業場 月給43円」と記載されていること及び昭和16年4月に入社した同僚の一人が「申立人と共に同じ仕事に従事していた。」と供述していることから、申立人が同社C事業所に入社し、申立期間において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、「C事業所は昭和63年7月に閉鎖事務が終結していることから、申立期間当時の給与台帳等の労務管理に係る資料を廃棄しており、確認できる資料が無く、申立人の申立期間における労働者年金保険の適用と保険料控除については不明である。」と供述している上、申立期間当時の社会保険事務担当者を特定できないことから、申立人の申立期間に係る労働者年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人から名前が挙がったC事業所で働いていた同僚6人に対して照会し、5人から回答が得られたところ、申立人と同じC事業所D作業場で

E作業に従事していたのは二人で、そのうちの一人は「昭和16年4月に職員として採用され、申立人と同じF係の仕事に従事していた。」と供述しているが、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日となっている上、他の一人も昭和15年3月に職員の資格である雇員として採用され、G係の仕事に携わっていたことが職員名簿により認められ、厚生年金保険被保険者資格取得日は19年10月1日となっていることが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

さらに、A社が開設したH係員養成所の第一期生から申立人が卒業した第五期生までのうち、C事業所に勤務し、社会保険事務所の記録が確認できる28人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、全員が昭和19年6月1日であることが確認できる上、作業員一人を除き全員が職員であることが、申立人から提出された同社作成の「昭和37年職員録」から確認できる。

一方、被保険者名簿により厚生年金保険の資格取得日が昭和17年1月1日となっている同僚を無作為に5人抽出し、各自の資格、勤務先及び労働内容について確認したところ、5人共に作業員の資格で従事し、E作業場勤務であったことが確認できる。

以上の状況を踏まえると、当該事業所では、E労働者であっても、職員と作業員とに区分して、労働者年金保険被保険者資格取得の判断を行っていたものと考えられる。

加えて、申立人は、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 21 日から 45 年 6 月 28 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため年金額に反映されないとの回答があった。
脱退手当金が支給されたとする時期は、極めて交通の利便が悪い所に住んでいたため、脱退手当金を受け取ることはできなかったはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和45年11月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1153

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 1 日から 42 年 3 月 20 日まで
② 昭和 42 年 5 月 1 日から同年 6 月 21 日まで

厚生年金保険被保険者期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和 43 年 5 月 1 日に脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。しかし、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず昭和 61 年 4 月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月ごろから 46 年 7 月ごろまで

私は、A社の事業主であったが、他の従業員が厚生年金保険を受給しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法では、個人経営の事業主は被保険者となることができないところ、i) 社会保険事務所の記録によるとA社は個人経営であり、申立人が事業主であることが確認できること、ii) 当該事業所の所在地を管轄している法務局に商業登記簿謄本の記録が無いこと、iii) B省C局から提供を受けたD管理台帳によると、申立人は、当該事業所の個人経営者であることが確認できること、iv) 社会保険事務所の記録から当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる二人は、申立人が事業主であったと述べていることから、当該事業所は法人事業所ではなく、申立人が個人経営の事業主であったことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 43 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部は適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 1 日から 45 年 10 月 31 日まで

A社（現在は、B社）はC業務が主たる会社であったが、私の自宅の土地にD事務所があり、自宅の電話を事務所用電話として使用していた。E業務が私の仕事であった。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 1 月 25 日までの期間及び申立期間の一部を含む同年 9 月 1 日から 46 年 1 月 1 日までの期間、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したが、当時の資料は残されておらず、厚生年金保険の適用についても不明であると回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況や保険料の控除については確認できず、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所の被保険者であったことが確認できる者に照会したが、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、申立人が名前を挙げたD職従事者は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所の厚生年金保険新規適用年月日である昭和 41 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している 9 人のうち、申立人を含む 3 人が同年 2 月 1 日に同保険の資格を喪失していることが確認でき、このうちの一人は、「当該事業所には昭和 41 年 1 月ごろから 1 年以上は勤務したと記憶している。申立人のことは知らないが、厚生年金保険の加入記録は私と同じであり、これは当該事業所がこのように処理したのだと思う。」と述べているが、申立期間において給与から厚生年金

保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、昭和 41 年 2 月 22 日に健康保険被保険者証が返納された旨が記載されているほか、申立期間に申立人の標準報酬月額が改定された記録も無いことから、事業主は、申立人については同年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったものと考えられる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1156

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月ごろから25年7月中旬まで
② 昭和27年5月1日から同年6月9日まで

申立期間①については、A県のB国施設にあるC部門に採用され、D業務をしていた。

申立期間②については、昭和26年5月23日から27年6月9日まで、E県のB国施設F部門に継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、同年5月1日に厚生年金保険の資格を喪失していることになっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立内容、平成12年2月に申立人が寄稿したG市H局I部発行の「G市史」に記載されている申立人の体験談及び当時の上司と48年ぶりに再会したことが記載されている新聞記事から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人がA県B国施設に勤務していたことは推認できる。

一方、申立期間当時、B国施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、B国施設の所在する都道府県におかれたJ管理事務所において行われていたことから、A県J管理事務所の記録を確認するため、K省L局に照会したが、同局が保管している厚生年金保険被保険者台帳には申立人の名前は確認できない。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の名前は記載されていない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたという同僚二人について、申立人は名字しか記憶していないことから、これらの者を特定できず、前述の上

司も既に死亡しているため、申立人の勤務状況等について確認することができない上、社会保険事務所の記録により、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された6人に照会したところ、回答があった5人は、「申立人については記憶が無い。」と供述しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況についての供述は得られない。

加えて、申立人が、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、E県B国施設F部門の記録を確認するため、K省M局に照会したところ、同局が保管していたE県B国施設従業員台帳には申立人の採用年月日は昭和26年5月23日、退職年月日は27年4月30日となっていることが確認できる。

また、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人の当該事業所における資格喪失日（退職日の翌日）は昭和27年5月1日と記載されており、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録及び社会保険庁のオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人が一緒に勤務していたという同僚二人については、当該事業所において、厚生年金保険の加入記録を確認できず、社会保険事務所の記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された5人に照会したところ、回答があった4人は、「申立人については記憶が無い。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られない。

加えて、申立人が、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月ごろから 46 年 6 月ごろまで
② 昭和 49 年 9 月 1 日から 51 年 2 月 1 日まで

申立期間①についてはA社B支社C支店に勤務し、D業務に従事していた。

申立期間②については、E社C支店に勤務し、F業務に従事していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、昭和 45 年 6 月 4 日に作成された申立人の結婚式における「しおり」に記載された内容から判断すると、期間は特定できないものの申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時のB支社長に照会しても協力が得られなかったことから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、申立人がC支店長及び専務として名前を挙げている者は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない上、同記録により、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる6人に照会したところ、回答があった5人は、全員事務職であり、申立人の名前を記憶していない。そのうち4人の者は「事務職とD職は身分及び給与形態が違っており、D職の給与は歩合給であった。」としており、そのうち一人の者は「D職であった自分の夫も厚生年金保険には加入していなかった。」と述べている。

さらに、当該事業所が加入していたG健康保険組合に照会したところ、「保管している当該事業所に係る喪失原票を確認したが、申立人の名前は記載されていない。」と述べている。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述及び申立人の日記の記載内容から判断すると、申立人が申立期間②においてE社C支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「厚生年金保険には正社員及び事務員を加入させており、D及びF職とはH委任契約を結んでいたことから、厚生年金保険には加入させていなかった。」と述べている。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者10人に照会したところ、事務職であったという者は、「入社してから厚生年金保険に加入するまで2か月程度の試用期間があった。」、E社C支店でD業務を担当していたという者は、「入社後1年以上経過してから厚生年金保険に加入している。」と述べているが、これらの試用期間等において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立人は、申立期間②当時、当該事業所には従業員が35人程度おり、前述の申立人の日記にも社員旅行に30人が参加したと記載されているが、社会保険事務所の記録によると、申立期間②当時の当該事業所の厚生年金保険被保険者数は、最大でも10人であることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、雇用保険の加入記録においても、両申立期間における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
平成 17 年 9 月 30 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年 10 月 1 日となるはずが、社会保険事務所の記録では同年 9 月 30 日となっており、1 か月の厚生年金保険の加入記録が無かった。

厚生年金保険の被保険者資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社が保管している労働条件通知書により、申立人が平成 17 年 9 月 30 日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、i) 当該事業所に照会したところ、「厚生年金保険料は翌月に控除していた。」と述べていること、ii) 平成 17 年 4 月 1 日に入社している他の従業員の同年 4 月支払い分の賃金台帳を確認したところ、厚生年金保険料が控除されていないこと、iii) 同年 9 月 20 日に退職している他の従業員の同年 9 月支払い分の賃金台帳を確認したところ、厚生年金保険料が控除されていることから判断すると、当該事業所の厚生年金保険料は翌月控除であったことが確認できるが、申立人の同年 9 月分の給料台帳によれば 1 か月分の保険料しか控除されていない。

また、事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、本来なら平成 17 年 10 月 1 日として届けなければならないところを誤って 9 月 30 日として手続しており、9 月分の厚生年金保険料も控除しなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1159

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年ごろから 46 年ごろまで

申立期間はA市B地区にあったC社に勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A市B地区に所在するC社が、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、商業登記簿謄本の記録を調査しても、申立期間当時、当該事業所が申立ての地域に存在していたことは確認できなかった。

また、申立人が当該事業所の事業主であったとする者及び同僚であったとする者二人については、いずれも、申立人は姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、当該事業所の状況、申立人の勤務状況等について確認することができず、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月21日から同年12月31日まで

昭和31年9月からA社（現在は、B社）の下請であるC社（現在は、D社）に勤務し、E業務を行っていた。32年2月に同社から同じ仕事をF社の下でするように言われ、同年12月までF社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。F社では、なかなか正社員になれなかったため退職した。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がF社のA社G事業所内の作業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち一人が、「当時、申立人は自分の家に下宿しており、申立人がC社からF社に移ったことについては記憶がある。」と供述していること及び商業登記簿謄本の記録により、申立期間当時、C社の役員であったことが確認できる者が、「申立人は、C社を退職してF社に行った。」と供述していることから判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人がF社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社に照会したところ、「当時の資料を調査したものの、申立人を雇用していた形跡は無かった。」との回答があり、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認することができなかった。

また、申立人がF社のA社G事業所内の作業所で一緒に勤務していたとする同僚二人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、申立期間においてはC社で継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、F社においては同保険の被保険者であった形跡が無いほか、このうち一人については、照

会したものの回答が得られず、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。この一方で、当該同僚二人のうち他の一人は、「当時、A社では、同社G事業所の建設に当たって、自社から社員を派遣する業務以外は関連会社に委託しており、H等の業務についてはC社から、その他の業務についてはF社等からと、業務内容によって異なる委託先から多数の臨時社員を採用し、給与の支払い及び社会保険事務についてはそれぞれの委託先事業所が行っていた。C社では、社会保険の手続もきちんと行われていたと思うが、同社から別な委託先事業所に移った場合についてはどうだったか分からない。自分も、同社から移った別の委託先事業所では、厚生年金保険の加入期間に空白がある。」と供述している。

さらに、申立人は、「F社では、なかなか正社員になれなかったので退職した。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、申立期間においてF社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された17人に照会したところ、回答があった10人のうち6人については、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する入社時期の1か月から2年後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、入社2年後に被保険者資格を取得した3人のうち一人は「入社後2年間は臨時社員であった。」と供述しているとともに、他の一人は「2年間から3年間の試用期間があった。」と供述しており、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えるのが妥当である。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1161

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで

申立期間は、A社に代表取締役として勤務し、月額 30 万円ぐらいの役員報酬を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 11 万円となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが同社の商業登記簿及び社会保険事務所の記録により認められる。

また、社会保険庁の管理するオンライン記録によると、当該事業所は、平成 9 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所に該当しなくなった後の同年 4 月 4 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（32 万円）が、7 年 8 月 1 日までさかのぼって 11 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所に相談に行ったところ、厚生年金保険及び健康保険の加入を辞めて、国民年金及び国民健康保険に加入するよう言われた。このため、自分で標準報酬月額を訂正する届出及び事業所の全喪届出を行った。これにより、滞納保険料が精算され、助かったのを覚えている。」と供述していることから、当該標準報酬月額の減額処理に申立人が直接関与していたことは明らかである。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1162

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から同年7月2日まで
昭和22年3月ごろ、A社（現在は、B社）C支店に採用となり、同社D営業所に配属となった。

その後、2か月の試用期間を経て、昭和22年5月1日に正社員として採用され、60年3月に同社を退職するまで勤務した。

社会保険事務所に同社における厚生年金保険の加入状況を照会したところ、正社員となってからの当初の2か月間の加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録及び申立人から提出のあったA社が発行した勤続年数算定始期決定通知書の写しから判断すると、申立人が申立期間にA社D営業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、「B社がA社を承継した昭和26年5月1日以降については、厚生年金保険の適用関係資料を保存しているが、それ以前については、関係資料を保存していないため、申立期間の厚生年金保険の適用については、不明である。」と回答している上、申立期間当時の当該事業所における経理担当者二人は、いずれも所在を確認できなかったことから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人は、当該事業所の同僚8人の名前を挙げているが、このうち7人は、死亡又は所在が確認できない上、残りの同僚一人からは、「私は、申立人と小学校からの同級生であり、申立人の少し後の昭和22年11月にA社に採用となった。私の場合、入社後、3か月間の研修期間があり、この間は、厚生

年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。厚生年金保険に加入したのは、3か月の研修を終了した時からである。」との供述があった。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚二人及び先の申立人が名前を挙げた同僚で唯一連絡の取れた同僚一人の計3人について、事業主が保管する人事記録における入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日の関係を見ると、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致している同僚は一人のみとなっており、ほか二人は、いずれも入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致しておらず、厚生年金保険の被保険者資格の取得は、入社の日から1か月から3か月後となっている。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。